

volume
97

2024年冬号

おんじや

《特集》

のぞいてみよう！ 江戸時代の大坂の暮らし

大坂から大阪へ。都市に住まう庶民の生活の知恵- 報告

大阪くらしの今昔館 news

職人尽図屏風

船場の商家廣野家の花嫁衣装

コラム

災害にそなえて

第2回 水と大阪の住まい・まち

トピックス

地震に強い家のつくり方

大阪市住まいのガイド

借りる・買う・建てる・建て替える

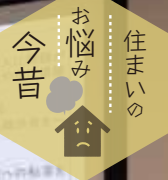
各種住宅施策のご案内

〈今月の表紙〉

裏長屋の住人に扮する町家衆(大阪くらしの今昔館ボランティア)

人と住まいを結ぶ情報発信基地

大阪市立 住まい情報センター



特集

のぞいてみよう！

江戸時代の 大坂の暮らし

―大坂から大阪へ。都市に住まう庶民の生活の知恵―報告



「町」は住まう上での 共同体の単位だった

塚田先生の基調講演では、町触(町奉行所が出す法令・規則)や借屋の契約書(請書)といった史料から、江戸時代の大坂の庶民の住まい方が語られた。

江戸時代中期(18世紀半ば)、大坂の都市空間は、現在のJ.R大阪環状線の内側2/3ほどのエリアに形成されていた(図1)。北は天満あたりから南は道頓堀まで、東は大阪城の東を流れていた猫間川、西は木津川あたりまで。北組・南組・天満組に分かれ(これを三郷と呼ぶ)、最大

つかだ 孝氏

2023年11月3日に大阪市立住まい情報センターと大阪くらしの今昔館の共同企画によるシンポジウムを開催しました。基調講演では塚田孝先生(大阪市立大学名誉教授)に、江戸時代の大坂の町の成り立ちや、借屋の仕組みについてお話いただきました。後半は、今昔館学芸員の深田智恵子さんが近代大阪の居住システムについて、住まい情報センター相談担当の神前あゆみさんが相談事例について報告。江戸時代と現代に共通する都市居住の問題について考える機会となった講演会を振り返ります。

大阪市立大学名誉教授。1954生まれ。東京大学文学部卒業。文学博士。専門は日本近世史。主な編著書に『近世大坂の都市社会』(吉川弘文館)、『大坂民衆の近世史―老いと病・生業・下層社会』(ちくま新書)、『史料から読む近世大坂』(和泉書院)など。

開催概要

のぞいてみよう！ 江戸時代の大坂の暮らし
―大坂から大阪へ。都市に住まう庶民の生活の知恵―
11月3日(金・祝) 13:30~15:30開催
【第一部】基調講演
近世大坂の「町」の仕組みと借屋人
一家請人仲間を中心に―
塚田孝氏(大阪市立大学名誉教授)
【第二部】パネルディスカッション
パネリスト:神前あゆみ(大阪市立住まい情報センター相談担当)
深田智恵子(大阪くらしの今昔館学芸員)
コーディネーター:増井正哉(大阪くらしの今昔館館長)
コメンテーター:塚田孝氏

で40万人余りが暮らす大都市だった。都市部での暮らしは町単位で運営されていた(三郷全体で620町ほど)。町人と呼ばれるのは、家持(家屋敷の持ち主)で、1つの家屋敷に自分の家族だけで暮



あんじゅはウェブサイトでもご覧頂けます。



らし、商売をする場合(大店)もあれば、店舗や住居として家屋敷の一部を貸し出す場合もあった。家持が寄り合いを開き、家の賃貸借や奉公人を置くことなどに関する規則を定めた。例えば、次のようなものがあった(道修町三丁目の場合)。

・同家(同居)は家主の五人組・町年寄などによる調査承認が必要

・借屋人はこれまでの居所や商売を確認

し町全体の承認が必要、家請状が必要

・奉公人の雇入れは主人に任せるが身

元保証人をつけること

・借屋での商売は煮売りなど人を多く集

めるものは禁止

江戸時代の町は単なる地名ではなく暮らしていく上での共同体の単位で、現代の自治会・町会よりもずっと運営の力が強かったという。

借屋仲介と救済を担った

「家請人仲間」

家を借りる場合は、借屋人の保証人となる請人と家持の間で契約が交わされた。身元保証を商売として行うのが家請

人である。滞納した家賃の取り立てや、家

持が必要な場合には速やかに退去させ

る役割も担った。また、家請人は身元保

証をするほかに借屋の紹介も行い、仲介

業者の側面を持つていたと考えられる。

家請を稼業とするものが増える一方

で、町奉行所には借屋人退去などの訴訟が

持ち込まれることが増えていった。こう

いった状況を打開するため、家請人たちは

町奉行所に家請人仲間の公認を提案する。

享保17(1732)年の町触で、家請人仲間

として53名の家請人が指定された。

家請人仲間で「家請小屋」を持ち、借屋

を立退させられた人を一時的に収容す

る場を設けて運営した。「家請小屋」は行

き場を失った借屋人が無宿になること

を防ぎ、明け渡しを速やかにする保証と

なった。これは、現代の言葉でいえば、

セーフティネットの役割も担ったと言

えるかもしれないが、実際は町奉行所や

家主の利益が優先された。

女性名前

(女性名義での契約)の禁止

江戸時代半ばの享保15年、女性が借屋の名前人(名義人)になることを禁止する制

度ができる。発端は、夫婦で住まう場合に妻(女房)の名義にすることや、複数の家屋敷を持つ夫婦で夫名義と妻名義の物件が混在していることが問題となったことにある。おそらく、家屋敷を抵当とする借金をめぐるトラブルが背景にあり、大坂の経済都市としての特質とかわっていたのであろう。しかし、財産所有権の強さから、家持では申請によって引き続き3年以内の女名前(女性が名義人となること)が認められたが、当初のターゲットではなかった借屋人の女名前は一切認められないことになってしまった(6月12日の町触)。



(図1) 江戸時代中期(18世紀半ば)の大坂「大坂三郷町絵図」(江戸時代中期・大阪歴史博物館蔵)を加工

「享保15年6月12日町触の概要」

- 一、女名前は、本人と町年寄が惣会所そうかいしよ(北組・南組・天満組に設置)に届けて承認を得ること
- 二、承認を受けても男名前がで次第切り替えること
- 三、大坂の都市部(三郷)の外から新規に女名前おんななまえで借屋を借りることは禁止
- 四、現状認めるが、今後新たに女名前おんななまえで借屋を貸してはいけない



増井 正哉
(大阪くらしの今昔館館長)



神前 あゆみ
(大阪市立住まい情報センター相談担当)



深田 智恵子
(大阪くらしの今昔館学芸員)



塚田 孝
(大阪市立大学名誉教授)

一・二条目は家持と借屋を区別していないが、三・四条目で新たな借屋の女名前が認められなくなったので、結果として借屋の女名前だけが一扫されることとなったのである。

借屋人が女性だけの家族になった場合は、家を借りるために男性の名義人を借得なければならぬ。男性名義で家を借りてもらい同家(同居人)となるか、養子

江戸から明治へ

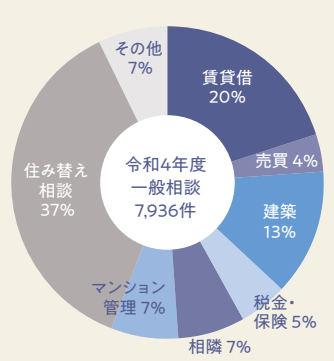
を迎えたりした。借屋のために結婚をすることもあった。

夫の失踪で借屋の退去を余儀なくされ「家請小屋」に入った一家の記録から、同家や養子をとる、あるいは婚姻などで男名前を確保して住まいを転々とした事例が確認できたという。借屋暮らしは不安定なものであったことが窺える。

大阪くらしの今昔館9階展示室には、天保年間(1830年代)の大坂の町並み「大坂町三丁目」が再現されている。学芸員の深田さんによると「町一番の大店である薬屋や、仕舞屋しもたやの主人は、町会所で行う寄合に参加して町の自治運営管理を担う家持で、町会所の裏にある4軒長屋は町が管理している」という設定だ。

塚田先生の講演では江戸時代の借屋暮らしの不安定さについて語られた。また、町という共同体が土地売買や借屋、家並に関する規則を作って、居住環境の維持にとめた。明治期に入ると、町の仕組みが解体され共同体の規則が取り払われた。

明治期の賃貸借の史料を見ると、借屋の契約書には家持に有利な内容が記載されている。一方で、家賃滞納があっても即時退去を求めず、保証金で賄える範囲内で柔軟に対応した記録なども残っている。



(図2) 住まい情報センター 令和4年度の相談内訳

「家主の立場が強いという点では、江戸時代から続く慣習が引き継がれているのかもしれない」と深田さんは語った。

「家賃賃借確認(賃貸契約書)の記載項目例」家賃は毎月28日。一度でも滞納があれば直ちに退去。

・家主の都合で家明渡しを要請されても苦情を言わず、応じること。

・退去の際、家主・借主立会で家附物の確認を行う。不足、破損があれば借屋人が弁償。

都市居住における住まいの問題

住まい情報センターの相談窓口では令和4年度に約8000件の相談を受けた(図2)。特に多く寄せられるのが住み替えや賃貸借に関する相談だ。都市居住に特徴的な悩みとしては、マンションの管理運営に関することや、相隣問題そうりんにおける騒音が多い。珍しいところでは香書かうしょなどが挙げられた。

江戸時代には家請小屋がセーフティネットの役割を果たしていたように、現代にも

さまざまな支援の仕組みがある。保証人となる人がいない場合には家賃保証会社を利用するという選択肢もある。住み替えにおいては、公営住宅のほか、高齢者や障がい者などの入居を断らない賃貸住宅の登録制度や居住支援法人(都道府県登録)による情報提供や相談などの支援がある。

神前さんは「私たちは消費者側、弱い立場にある人の相談をお受けしています。法律や制度などさまざまな支援があることを、住まいの問題を抱える人に、より伝えていきたい」と語った。

大坂から大阪へ

江戸時代の大坂は、多くの人が暮らし、社会的に多様で複雑な大都市だった。塚田先生は「大坂が巨大な都市へと発展する中で家請人が賃貸仲介を担う稼業として成立したり、女名前の取締などが定着してきた。大坂という都市の特質や偶然が絡み合って、慣習や仕組みが蓄積していったのだろう」と語った。増井館長は「江戸時代から変わらず大阪にはいろいろな人が住んでいる。不安定な借屋人の住まい方やセーフティネットの存在など、歴史的に繰り返しながら現代に繋がっている。改めて、相談業務が住まいの課題に向き合う第一線にあると感じ」と締め括った。

くくく 住まいをなえて

第 2 回

水と大阪の住まい・まち

一級建築士

(公社)日本建築家協会近畿支部大阪地域会前地域会長

あらき まさき
荒木公樹

水は、私たちが生きる上で不可欠な存在です。恵みを与えてくれる一方、水害や建物

を傷めるといふように住まいやまち・都市にとつて災いをもたらすこともあります。水と住まい・まちとの関係について、知っておいてほしいことがあります。

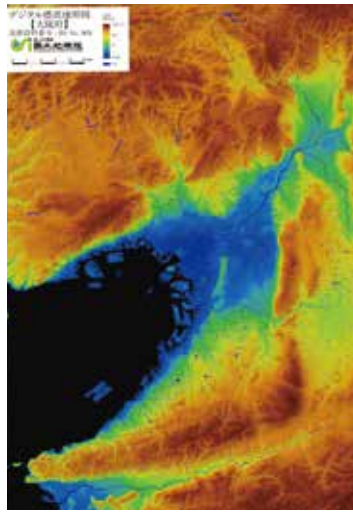
私たちの暮らす大阪は、太閤秀吉による東横堀川を皮切りに、江戸時代には多数の運河が開削されました。これにより大阪が舟運を通じて日本の物流・商業の中心地となる基盤ができあがります。これは大阪が低地であるからこそ成し得たことです。大阪は上町台地を除き内陸まで海であったこと、淀川や大和川を通じて京都・奈良から大量の土砂が流れ込んでできた砂州であることを理解しなければなりません。

特に木造住宅では水への対応がその寿命を決めると言えます。柱・梁等の構造体は湿潤状態にある場合、腐朽菌の繁殖(腐朽)や白蟻の活動(蟻害)により、本来の強度、つまり耐震性や耐風性を発揮することが難しくなります。そのためには、住まいにできるだけ水を近づけず、かつ早く追い出す工夫が必要です。具体的には、屋根の勾配をきちんと取る(水を早く追い出す)、軒・けらばの出を確保する(外壁を濡らさない)、壁と屋根に通気層を設ける(外から侵入した水と室内からの水蒸気を排出する)ことが大切です。

大阪のような低地では、津波や河川氾濫といった水害の中でもまず高潮に注意が必要です。昭和9(1934)年の室戸台風では高潮により多くの貴重な命が犠牲になりました。この経験から湾岸地区での防潮施設の整備をはじめ治水に向けた多くの取り組みがなされています。平成30(2018)年9月の

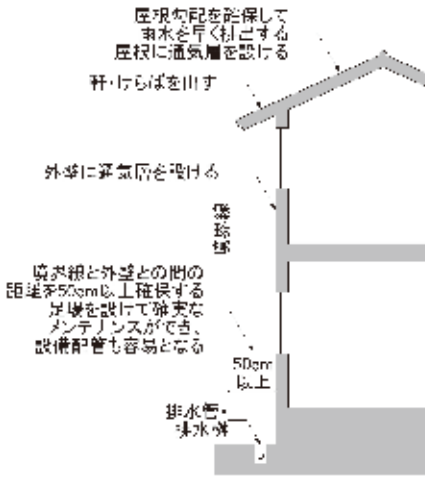
台風21号では大阪市街地の高潮による浸水の被害は回避できましたが、自分たちの暮らすまちはどのような被害を想定しなければならぬのか、ハザードマップや標高地形図の確認を通じて理解を深めましょう。住まいと水の間には深い関係があり、

自分たちの暮らすまちがどのような場所であるかについて知るとともに、住まいを健全な状態に保つことが防災への第一歩です。一方、中之島公園や桜之宮公園などに水があるからこそ大阪を代表する景観が生まれることも大切な事実です。日常生活を良好に維持するために、ご自身がどのような住まい・まちに住むのかじっくりと考えてほしいと願います。



デジタル標高地形図「大阪府」
出典:国土地理院ウェブサイト

(https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/Laser_map.html)



水に対する住まいの工夫



中之島公園

地震に強い家のつくり方

1. 地震に強い家の構造は？

建物の構造は、主要構造部と呼ばれる建物の骨組みを構成する材料によって分かれます。

主要構造部に木材が使われていれば「木造」、鉄筋コンクリートであれば「鉄筋コンクリート（RC）造」、鉄骨であれば「鉄骨造」です。それぞれ特徴があり、優れているところ、少し注意が必要なところが構造により異なります。

どの構造が地震に強いのかというと、きちんと耐震計画がなされたうえで建てられたのであれば、どの構造も地震に強いと言えます。

それぞれの特徴を簡単にあげておきます。

【木造】

わが国で昔から住宅として建てられてきた一般的な工法は「木造軸組工法」で「在来工法」とも言われます。「在来工法」とは、昔からその地方で採用されてきた工法を指します。同じ木造でも「枠組壁工法」という工法は北米地方で在来工法として使われてきたもので、日本では「ツーバイフォー工法」の名称で知られています。

軸組工法は柱（縦向き材料）と梁（横向き材料）で空間を構成するのに対し、枠組壁工法は壁で空間を囲って建物を構成

しています。軸組工法では柱と柱の間に壁が無くても建物は造れますが、枠組壁工法は一定以上の壁が無いと建物は造れません。壁が多いという点で「枠組壁工法」のほうが「軸組工法」より地震に強いと思われるがちですが、問題は工法ではなく「壁の量」です。「耐力壁」という壁が適切に配置されていることが地震に強い家の条件になりますので、軸組工法であっても計画的に「耐力壁」が配置されていれば、地震に強い家が造れます。

【鉄筋コンクリート造（RC造）】

圧縮力には強いけれど引張力に弱いコンクリートを、引張力に強い鉄筋で補強した構造体です。とても頑丈に造ることができ、火災にも揺れにも抵抗する力を持っています。しかし、地震による建物の揺れが大きすぎて抵抗力が許容範囲を超えてしまうと、コンクリートにヒビや亀裂が入ったり、時には割れ落ちたりすることがありますが、構造計画がきちんとなされており、正しく建てられていれば中に鉄筋が入っているのです。おそらく倒壊は免れると考ええます。

【鉄骨造】

鉄は粘りがあるので、地震の時は揺れに追従しがちです。地震の揺れに対しあ

一級建築士
（公社）大阪府建築士会
やまもと ひさこ
山本尚子

ある日突然襲ってくる地震。平穏な日常生活が一変しかねない大きな災害の一つです。

地震に負けない住まいづくりは、私達の命や暮らしを守るために欠かせないことのひとつと言えます。それでは地震から私たちを守ってくれる強い住まいとは、一体どのようなものなのでしょう？

まり抵抗せずに揺れに任せて一緒に揺れますが、揺れが収まれば元に戻ります。揺れたために外壁や内壁の仕上げ材にヒビや亀裂が入ってしまうこともあります。補修で対応できるケースが多いです。

2. 耐震等級とは？

家を建てる際に法律で定められた基準としては「耐震基準」があります。耐震基準とは、家が一定の強さの地震に耐えられるよう、建築基準法が定めた最低限守らなければならない基準で、全ての家は耐震基準を守って建てられているはず。す。

一方、地震と家の関係で近年よく耳にするのが「耐震等級」です。耐震性の指標として、現在幅広く用いられており、等級1から等級3まで3段階に分けて表されます。

【等級1】

建築基準法レベルの耐震性能を満たす水準で、いわゆる最低のレベルです。数百年に一度程度の地震（震度6強から7程度）に対しても倒壊や崩壊しない・・・とされていますが、これは「倒壊はしないが、一定の損傷を受けるのは免れない」という意味でもあるので安心とはいえません。

【等級2】

等級1の1.25倍の強さがあると定

義されています。災害時の避難所として指定される学校などの公共施設は、耐震等級2以上の強度を持つことが必須となっています。

【等級3】

等級1の1.5倍の強さがあると定義されています。災害時の救護活動・災害復興の拠点となる消防署・警察署は、多くが耐震等級3で建設されています。

国土交通省が定めた基準をクリアした住宅は「長期優良住宅」として、長く安心・快適に暮らせる家であると認定される制度がありますが、「長期優良住宅」の認定には耐震等級2以上であることが必要となります。

等級2以上、つまり耐震性の高い家をつくるには、次のような手段があります。

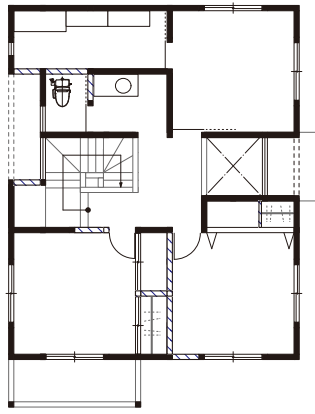
- ・基礎を強くする → 鉄筋コンクリート製べた基礎とする
- ・床を強くする → 床に構造用合板や耐力面材を張る
- ・壁を強くする → 耐力壁を多くする → 筋交いを入れる、構造用合板や耐力面材を張る
- ・屋根を軽くする → 軽い材料で屋根を葺く
- ・柱と梁の接合部を強くする → 接合金物

配置図・1階 平面図



■ 上下階で一致している柱・壁

2階 平面図



□ 上下階で一致していない柱・壁

図3

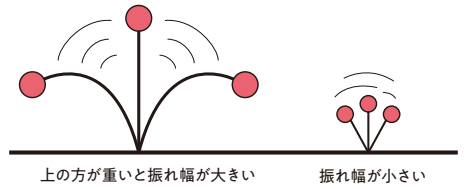


図1 上の方が重いと振れ幅が大きい 振れ幅が小さい

	単純な形状	複雑な形状
平面図		
立面図	 1階の方が壁が多い	 1階にガレージやテラスなどがあるため壁が少なく不安定

図2

耐力壁は数が多いほど地震には有利です。広い部屋が一つの場合より小さな部屋がいくつか集まっているほうが壁の数が增えるので、地震には有利ということになります。

③ 大広間よりも小部屋が沢山あるほうが有利

② 形が正方形に近いほうが有利
バランスの良い形が地震には有利です。凸凹が多いよりは四角い形が有利です。長辺と短辺の長さの差も少ないほうが有利です。つまり、形が正方形に近いほど有利といえます。

④ 大きな窓が少ないほうが有利

大きな窓、特に南側にある大きな窓からは太陽の光が差し込んで、明るく気持ちがいいものです。ですが、窓があるということはその部分には壁が無いことになり、窓の大きさと耐震性は相反することになります。特に家の角が窓になっている間取りは、家の角に耐力壁が無いことになるので、地震には不利となります。

⑤ 直下率が高いほうが有利
熊本地震以降、地震と直下率との関係が注目を集めるようになりました。直下率とは、木造2階建てや3階建ての家に限られますが、下階と上階で柱や壁の位置が揃う割合のことです。上下階で柱や壁が一致する割合が高いほど、耐震性に優れた地震に強い家と判断できます。ただし、現時点で直下率は法律で定められた基準ではありませんので、直下率に関係なく家は建ててもかまわないことになっています。

① 階数は低いほうが有利
建物の上部が重いと地震に対して揺れは大きくなります。よって、3階建てより2階建て、2階建てより平屋建てのほうが揺れは小さくなることから、地震には有利です。

4. まとめ

自分たちが暮らす家を作るときに、誰もが思い描く理想の家があるはずですが、理想だけを追い求めて建てた家が地震に強いとは限りません。むしろ、地震には強くないことが十分考えられます。一方、耐震性を重視した結果、思い描いた夢とは程遠い住まいに住み続けることになるのは、どこか割り切れないものが残るような気がします。

3. 間取りを考えるとときのポイントとは？

耐震性を考えると間取りにも影響が及ぶと前述しましたが、地震に強い間取りのポイントを順番に確認してみましょう。

一般的に等級が上がるほど柱や梁が太くなり、壁が増えます。すると窓などの開口部が小さくなり、間取りにも影響が及び、コストも当然上がります。

一般的に直下率は50%以上が目安とされていますが、壁については60%以上、耐力壁については70%以上を目安としている考え方もあります。

しかし、直下率60%を確保するのは簡単ではないとお考え下さい。理想的な住まいを考えたとき、広々としたLDKは一般的なものですが、1階に壁の少ない広い部屋があるだけで、直下率はグンと下

理想の住まいを求めると耐震性を求めることは、ともすれば相反することに繋がるのですが、決してどちらかを諦めてください。…ということではありません。具体的には、理想の住まいの形を創っていく過程で、構造チェックや構造計算を行いながら進めていくことが重要です。そのためには、建築士等の専門家にしっかりと相談するようにしてください。

4. まとめ

自分たちが暮らす家を作るときに、誰もが思い描く理想の家があるはずですが、理想だけを追い求めて建てた家が地震に強いとは限りません。むしろ、地震には強くないことが十分考えられます。一方、耐震性を重視した結果、思い描いた夢とは程遠い住まいに住み続けることになるのは、どこか割り切れないものが残るような気がします。

理想の住まいを求めると耐震性を求めることは、ともすれば相反することに繋がるのですが、決してどちらかを諦めてください。…ということではありません。具体的には、理想の住まいの形を創っていく過程で、構造チェックや構造計算を行いながら進めていくことが重要です。そのためには、建築士等の専門家にしっかりと相談するようにしてください。

自分たちが暮らす家を作るときに、誰もが思い描く理想の家があるはずですが、理想だけを追い求めて建てた家が地震に強いとは限りません。むしろ、地震には強くないことが十分考えられます。一方、耐震性を重視した結果、思い描いた夢とは程遠い住まいに住み続けることになるのは、どこか割り切れないものが残るような気がします。

4. まとめ

自分たちが暮らす家を作るときに、誰もが思い描く理想の家があるはずですが、理想だけを追い求めて建てた家が地震に強いとは限りません。むしろ、地震には強くないことが十分考えられます。一方、耐震性を重視した結果、思い描いた夢とは程遠い住まいに住み続けることになるのは、どこか割り切れないものが残るような気がします。

自分たちが暮らす家を作るときに、誰もが思い描く理想の家があるはずですが、理想だけを追い求めて建てた家が地震に強いとは限りません。むしろ、地震には強くないことが十分考えられます。一方、耐震性を重視した結果、思い描いた夢とは程遠い住まいに住み続けることになるのは、どこか割り切れないものが残るような気がします。

自分たちが暮らす家を作るときに、誰もが思い描く理想の家があるはずですが、理想だけを追い求めて建てた家が地震に強いとは限りません。むしろ、地震には強くないことが十分考えられます。一方、耐震性を重視した結果、思い描いた夢とは程遠い住まいに住み続けることになるのは、どこか割り切れないものが残るような気がします。

自分たちが暮らす家を作るときに、誰もが思い描く理想の家があるはずですが、理想だけを追い求めて建てた家が地震に強いとは限りません。むしろ、地震には強くないことが十分考えられます。一方、耐震性を重視した結果、思い描いた夢とは程遠い住まいに住み続けることになるのは、どこか割り切れないものが残るような気がします。

住まいを買う・建てる・建て替える・解体する

制度名称	制度概要	お問い合わせ
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	初めて住宅を取得する新婚世帯・子育て世帯を対象に、住宅ローンの利子の一部を補助します。なお、予算の範囲内で先着順に受付します。申込みにかかる資格要件につきましては窓口までお問い合わせください。	大阪市都市整備局 住宅支援受付窓口 (住まい情報センター4階) ●TEL:6356-0805●FAX:6356-0808
大阪市子育て安心マンション認定制度	‘子育てに配慮した仕様’と‘子育てを支援する環境’を備えた良質な民間の新築マンションを認定し、その情報を大阪市ホームページ等で広く情報発信していきます。	大阪市都市整備局 安心居住課 ●TEL:6208-9648●FAX:6202-7064
大阪市防災力強化マンション認定制度	耐震性や耐火性等建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等により防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信していきます。	大阪市都市整備局 密集市街地整備グループ ●TEL:6208-9235●FAX:6202-7025 ※重点対策地区の詳細はお問合せください。
民間老朽住宅建替支援事業	集合住宅への建替建設費補助	大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 (住まい情報センター4階) ●TEL:6882-7053●FAX:6882-0877 ※重点対策地区および対策地区の詳細はお問合せください。
	隣地を取得した戸建住宅への建替建設費補助	
	狭い道路に面した古い木造住宅の解体費補助	
防災空地活用型除却費補助制度	重点対策地区において、幅員6m未満の道路に面する昭和56年5月31日以前建築の木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、解体費用及び空地整備費用の一部を補助します。 ※本制度を活用して防災空地を整備した場合、土地の固定資産税・都市計画税が非課税になります(整備の翌年以降)。	大阪市都市整備局 密集市街地整備グループ ●TEL:6208-9235●FAX:6202-7025 ※重点対策地区の詳細はお問合せください。

住まいを改修する

制度名称	制度概要	お問い合わせ
大阪市耐震診断・改修補助事業	一定の要件を満たす戸建住宅等の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事・耐震除却工事に要する費用の一部を補助します。また、木造住宅の所有者等に対して耐震事業者の情報を提供しています。	大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 (住まい情報センター4階) ●TEL:6882-7053●FAX:6882-0877
大阪市空家利活用改修補助事業	空家の利活用に向けた安全で良質なストックへの改修を促進するため、住宅の性能向上に資する改修工事や地域まちづくりに資する用途への改修工事等に要する費用の一部を補助します。	大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 (住まい情報センター4階) ●TEL:6882-7053●FAX:6882-0877
マンション耐震化緊急支援事業	一定の要件を満たすマンションの所有者や管理組合などに対して、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。	大阪市都市整備局 民間住宅助成グループ ●TEL:6208-9228●FAX:6202-7064
ブロック塀等撤去促進事業	道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去および軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助します。	大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ ●TEL:6208-9631●FAX:6202-7064
大阪市子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業	LDK化や断熱改修、ユニットバスの新設・改良工事等、子育て世帯等の入居に資する改修工事を行う民間賃貸住宅のオーナーに対して、改修工事費の一部を補助します。	各区保健福祉センター 保健福祉課
大阪市住宅省エネ改修促進事業	既存住宅における省エネ性能を向上するため、住宅の開口部(外気に接する窓又はドア)、躯体等(天井、屋根、壁又は床)、設備等の省エネ改修工事費の一部を補助します。	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9637●FAX:6202-7064
大阪市地域魅力創出建築物修景事業(修景に関する無料相談など)	建物の修景の促進により地域魅力の創出を図るため、「修景相談」と「修景補助」を実施するとともに、修景された建物等を活かした「魅力発信等」に取り組んでいます。まずはお気軽に建物の修景についてご相談ください(無料)。	大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ ●TEL:6208-9631●FAX:6202-7064
高齢者住宅改修費給付事業	介護保険制度の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受ける方が属する世帯等で、生活支援・介護予防の観点から真に住宅改修が必要と認められる世帯の住宅改修費用の一部を給付します。	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9637●FAX:6202-7064
重度心身障がい者(児)住宅改修費給付事業	在宅の重度の身体・知的障がい者、難病患者等の方が、日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改修工事を行うとき、工事費用の一部を給付します。所得制限があります(ただし、介護保険制度が適用される方は本制度の対象となりません)。なお、必ず事前に申請が必要です。	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9637●FAX:6202-7064

分譲マンション管理組合の方へ

制度名称	制度概要	お問い合わせ
分譲マンション勉強会支援アドバイザー派遣制度	分譲マンションの管理組合等が実施する勉強会を支援するため、講師として一級建築士や弁護士等の専門家を無料で派遣し、一般的なアドバイスを行います。	予約申込 住まい情報センター ●TEL:6242-1177(相談専用)
分譲マンション管理適正化支援アドバイザー派遣制度	築30年以上で管理に課題を抱える分譲マンションの管理の適正化を支援するため、マンション管理士等の専門家を無料で派遣し、解決に向けたアドバイスを行います。	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9637●FAX:6202-7064
分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度	長期修繕計画の作成又は見直しを行う管理組合に対して、作成費用の一部を補助します。補助率:補助対象となる経費の1/3 補助限度額:1件あたり30万円	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9637●FAX:6202-7064
分譲マンション再生検討費助成制度	再生(改修や建替え等)に向けた検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助します。補助率:補助対象となる経費の1/3 補助限度額:1回あたり60万円	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9637●FAX:6202-7064
分譲マンション管理計画認定制度	管理運営状況や長期修繕計画など、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく認定が受けられます。	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9637●FAX:6202-7064
大阪市マンション管理支援機構	公共団体や、建築・法律等の専門家団体等が連携して、分譲マンションの管理組合を支援します。登録組合には、セミナーの開催案内や情報誌等を無料で送付します。	大阪市マンション管理支援機構事務局 (住まい情報センター4階) ●TEL:4801-8232●FAX:6354-8601

借りる・買う・建てる・建て替える

大阪市住まいのガイド

紹介している大阪市の公的賃貸住宅や各種制度について、より詳しくお聞きになりたい方は各窓口にお気軽にお問合せください。



「おおさか・あんじゅ・ネット」からもそれぞれの制度をご覧ください。

セーフティネット住宅のご案内

セーフティネット住宅とは、高齢者や障がい者、子育て世帯、所得の低い方などであることを理由に入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅です。



住まいをお探しの方へ

● 探しかたは？

専用のサイトで賃貸住宅を探すことができます。また、大阪市内のセーフティネット住宅の情報は大阪市立住まい情報センターまたは大阪市都市整備局企画部安心居住課で閲覧できます。

セーフティネット住宅
情報提供システム
(国土交通省)



● 住まい探しにサポートが必要なときは？

入居支援や生活支援等を行う居住支援法人(NPO法人、社会福祉法人等)、セーフティネット住宅等の紹介等を行う協力店(不動産店)のサポートを受けられる場合があります。詳しくは大阪市ホームページもしくは大阪府の専用サイトで確認できます。

居住支援法人について
(大阪市)



あんぜん・あんしん賃貸
検索システム
(大阪府)



大家さんへ ●セーフティネット住宅に登録すると、次のようなメリットがあります。

- ・登録した賃貸住宅は専用のホームページに掲載され、広く周知することができます。
- ・セーフティネット住宅とするために必要な改修を行うにあたり、工事費の補助や融資を受けられる場合があります。
- ※登録手数料は不要です。登録には規模、構造等について一定の基準に適合する必要があります。

問合せ：都市整備局企画部安心居住課

【電話】6208-9222 【FAX】6202-7064

【ホームページ】[大阪市セーフティネット住宅](#) 検索

住まいを借りる(公的賃貸住宅等)

- **市営住宅** ・住宅に困っておられる所得の低い方々向けの賃貸住宅です。原則として大阪市内にお住まいの方が対象です。
・収入基準は、一般世帯で158,000円以下、高齢者・障がい者世帯等で259,000円以下(月額所得額)となります。

募集種別(募集時期)	概要	お問い合わせ
定期募集等【抽選】 (例年7月上旬、11月上旬、2月上旬)	収入・同居親族等の条件があるほか、一般世帯・新婚・子育て・単身者向け等、各申込区分により申込資格を設定しています。一部の申込区分では、府内居住、市内在勤の方も申込みができます。	市営住宅募集センター募集担当* ●TEL:6882-7024 ●FAX:6882-7051
福祉目的募集【抽選】 (例年5月上旬)	ひとり親(配偶者のない方とその子ども(20歳未満)のみで構成する世帯)、高齢者(60歳以上)および障がい者(障がい者手帳(身体・精神・療育)等を所持していること)の方々が対象であり、各申込区分により申込資格を設定しています。申込書類は各区保健福祉センターで配布します。	ひとり親住宅/大阪市子ども青少年局 子ども家庭課 ●TEL:6208-8035 ●FAX:6202-6963 高齢者向け住宅/大阪市福祉局 地域包括ケア推進課 ●TEL:6208-8060 ●FAX:6202-6964 障がい者向け住宅/大阪市福祉局 障がい福祉課 ●TEL:6208-8081 ●FAX:6202-6962
随時募集【先着順、一部抽選】	定期募集等において、応募者が募集戸数に満たなかった住戸について、先着順で随時募集を行っています。募集住戸の追加[例年、年3回(4月・8月・12月)]があり、追加住戸については、抽選で入居者を決定します。	市営住宅募集センター募集担当* ●TEL:6882-7024 ●FAX:6882-7051

- **中堅層向け住宅** 公営住宅の収入基準を超えている方等、中堅所得者向け賃貸住宅(先着順)です。大阪市外にお住まいの方も申し込みができます。
- **その他の公的賃貸住宅**

住宅種別		お問い合わせ	管理者	お問い合わせ
大阪市管理	市営すまいりんぐ(子育て応援型)・市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅	市営住宅募集センター募集担当* ●TEL:6882-7012 ●FAX:6882-7051	大阪府 住宅供給公社	大阪府住宅供給公社募集グループ ●TEL:6203-5454
大阪市住まい 公社管理	公社一般賃貸住宅・公社すまいりんぐ	大阪市住まい公社募集担当 ●TEL:6882-9000 ●FAX:6882-7021	都市再生機構 (UR都市機構)	UR梅田営業センター ●TEL:6346-3456 空室情報フリーダイヤル:0120-23-3456

*市営住宅募集センター募集担当とは、大阪市営住宅指定管理者大阪府住宅供給公社市営住宅募集センター募集担当のことです。

● 民間賃貸住宅

制度名称	制度概要	お問い合わせ
セーフティネット住宅登録制度	低額所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の入居を拒まない住宅として、大阪市内に登録された民間賃貸住宅を、以下のサイトで検索できます。 (セーフティネット住宅情報提供システム) https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php	大阪市都市整備局 安心居住課 ●TEL:6208-9222 ●FAX:6202-7064
サービス付き高齢者向け住宅登録制度	高齢者が安心して暮らすことができる住宅として、大阪市内に登録された住宅を、以下のサイトで検索できます。 (サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム) https://www.satsuki-jutaku.jp/	大阪市都市整備局 安心居住課 ●TEL:6208-9648 ●FAX:6202-7064
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅や、その仲介を行う協力店、入居の支援を行う団体、相談の窓口等が、以下のサイトで検索できます。 (あんぜん・あんしん賃貸検索システム) http://sumai.osaka-anshin.com/	大阪府 居住企画課 ●TEL:6210-9707 ●FAX:6210-9712

大阪市立 住まい情報センター のご案内

相談専用電話 (06) 6242-1177

住まいに関するご相談をお受けしています **無料**

■住まいの一般相談
(随時/窓口相談・電話相談)

公的賃貸住宅などの住まい探しをはじめ、住まいを購入するときや建てるときの一般的な注意点、分譲マンション管理に関する情報や大阪市を中心とした住宅施策などに関するご質問に、窓口または電話で相談員が対応します。まず相談内容をお聴きして、問題点の整理・解決のために必要な知識や情報を提供します。英語・中国語・韓国・朝鮮語にも対応します。(外国語対応は17時まで)

■住まいの専門家相談(予約制/面接相談)

ご予約は30日前からお受けしています。

お申込みに際しては、相談員が一般相談で内容をうかがってから予約します。詳しくはお問い合わせください。

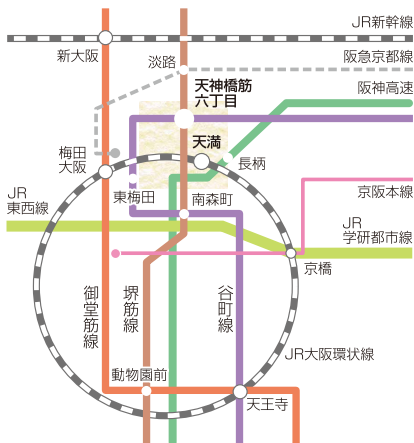
専門家相談日時	内容
住まいの法律 概ね毎週土曜日 (10時~13時30分)	借家・借地・土地・建物・相続等に関する法律上の相談(弁護士)
住まいの資金計画 隔週土曜日 (10時30分~12時)	住宅取得やローン返済、高齢期の住まいと暮らしに関する資金計画等(ファイナンシャルプランナー)
建築・リフォーム 隔週土曜日 (10時~13時)	建築設計や施工上の問題・建築関係法令等(建築士)
分譲マンション(法律) 概ね月1回日曜日 (13時~16時)	管理組合運営・管理規約等に関する法律上の相談(弁護士)
分譲マンション(管理一般) 概ね毎週木曜日 (14時~18時)	管理組合運営・管理規約・長期修繕計画等に関する相談(マンション管理士)

■連携機関による定期相談(面接相談)

(公社)大阪府建築士会による建築相談:
毎週日曜日13時~16時(受付は当日の12時30分~15時30分)
※12時30分に相談を受ける順番の抽選があります。

近畿税理士会による税務相談(予約制):
毎週土曜日(但し、2・3月を除く)13時~16時
(TEL.06-6242-1177で予約受付)

インフォメーション



交通アクセス

- Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目」駅下車3号出口直結
- JR大阪環状線「天満」駅から北へ約650m
- お車でお越しの場合は阪神高速道路「守口線」長柄出口 都島通り経由、約500m

開館時間

- 4階 住情報プラザ(相談・ライブラリー)
平日・土曜日/9:00~19:00
日曜日・祝日/10:00~17:00
- 3階 ホール/5階 研修室・会議室
平日・土曜日/9:00~21:00
日曜日・祝日/9:30~17:00

休館日

- 火曜日(祝日の場合は翌日)
- 祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)
- 年末年始(12/29~1/3)
- ※上記のほか臨時休館する場合があります。



● ホール・研修室をイベントや展示会・サークル活動・会議・研修会の場としてご利用いただけます **有料**

● **住まいのライブラリーで図書・雑誌などを利用できます** **無料**

住まいやくらし、大阪に関する図書、建築本や雑誌、機関誌、ミニコミ誌、企業広報誌、絵本などを自由に閲覧していただけます。また、図書の貸し出しも行っています(一部を除く)。

4階 住まいのライブラリー



3階 ホール



定員: 机利用の場合/150席
椅子のみの場合/300席(常設194席)
※控室もあります。

5階 研修室



定員: 机利用の場合/54席(常設36席)
椅子のみの場合/70席
※研修室は区切って、少人数でもご利用いただけます。

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20 大阪市立住まい情報センター4階
TEL.06-6242-1160 FAX.06-6354-8601
おおさか・あんじゅ・ネット <https://www.osaka-angenet.jp/>



MESSAGE BOARD

メッセージボード

第36回大阪市ハウジングデザイン賞の受賞住宅が決定しました！

大阪市では魅力ある良質な共同住宅・長屋・戸建住宅の集合や既存建物を有効活用した改造住宅、維持管理の良好な住宅等を表彰することにより、良質な都市型集合住宅の普及を促進し、市民の皆様や住宅供給に携わる方々の住宅に対する関心を高めていただけるよう大阪市ハウジングデザイン賞を実施しています。このたび令和5年度の受賞住宅が決定しましたので、「第10回大阪市ハウジングデザインシンポジウム」内で表彰式を行います。

大阪市ハウジングデザイン賞特別賞



カサレ ウエストゲートシティ
(住之江区東加賀屋1丁目・新築・分譲)



ベイシティ大阪
(港区池島3丁目・維持管理・分譲)



詳細はこちらの
ホームページを
ご覧ください

【お問い合わせ】

都市整備局企画部住宅政策課
民間住宅助成グループ

電話:06-6208-9226

FAX:06-6202-7064

※問い合わせ可能日・可能時間
(平日9:00~17:30)

第10回大阪市ハウジングデザインシンポジウム 「これまでの大阪市ハウジングデザイン賞と都市型集合住宅のこれから」



大阪市ハウジングデザイン賞は、魅力ある良質な都市型集合住宅の供給を促進するとともに、市民の方々や住宅供給に携わる人々に住宅に対する関心を高めてもらうことを目的として昭和62年から始まり、今回で36回目となります。大阪市ハウジングデザイン賞表彰イベントとして開催され今回で10回目の節目を迎える本シンポジウムでは、これまでの受賞者とともに過去の受賞住宅をふりかえりながらこれからの都市型集合住宅に求められるものについて考えます。2月18日(日)開催。シンポジウムのお申し込み方法は本誌P11に掲載しています。

リサイクルブックフェア 1月20日(土)開催！



住まいの
ライブラリー案内犬
すまいまる



詳細はこちらの
ホームページを
ご覧ください

住まいのライブラリーでは、保存期限を過ぎた雑誌の他、役目を終えた図書や除籍資料など、約500冊をリサイクル図書として無料でお譲りします。本が残った場合は、1月21日(日)~2月末日まで、4階住情報プラザ開館時間内で引き続き開催いたします。どなたでもお申し込みいただけます。リサイクルブックフェアのお申し込み方法は、本誌P11に掲載しています。

- 日 時:1月20日(土) 13:00~15:30
- 会 場:大阪市立住まい情報センター3階ホール
- 締 切:1月6日(土) 必着
- ※事前申込が必要・完全入替制
【各回30分間・20名程度・一人5冊まで】
- ※締め切り後抽選(定員100名)
- お問い合わせ:住まい情報センター4階
住まいのライブラリー担当 電話:06-6242-1160

大阪市立 住まい情報センター セミナー・イベントガイド 2024年

※やむを得ない状況により、定員の変更やセミナーを中止する場合がございます。その場合は「おおさか・あんじゅ・ネット」等でお知らせします。

1 住まい情報センター 主催イベント

住まい情報センターが主催するセミナー・イベントです

■第10回大阪市ハウジングデザインシンポジウム 「これまでの大阪市ハウジングデザイン賞と 都市型集合住宅のこれから」

- 日時:2月18日(日)13:00~16:00
- 場所:3階ホール
- 登壇者:古山明義(株)日建ハウジングシステム 大阪代表 理事 設計部 部長、西川純司(株)アートアンドクラフト代表取締役社長、小池志保子(大阪公立大学大学院生活科学研究科教授)、中塚一(株)地域計画建築研究所(アルバック)代表取締役社長、江川直樹(関西大学名誉教授、関西大学社会連携部顧問)、高田光雄(博士(工学)、京都美術工芸大学副学長、京都大学名誉教授)
- 定員:100名(申込先着順)
- 共催:大阪市

同時開催

大阪市ハウジングデザイン賞パネル展

- 期間:1月24日(水)~2月29日(木)
- 場所:4階住情報プラザ

■住まいのライブラリーイベント リサイクルブックフェア2023

- 日時:1月20日(土)13:00~15:30
- 場所:3階ホール
- 定員:100名(申込多数の場合は抽選)
- 申込締切:1月6日(土)
- 各回、定員20名程度・30分・事前予約/完全入替制/一人5冊まで
- ※残った本は、引き続き1月21日(日)~2月末日まで、4階住まいのライブラリー前で開催します(住情報プラザの開館時間中)。

■大阪くらしの今昔館企画展関連イベント 船場の商家・廣野家のお嫁入り支度

- 日時:1月10日(水)・2月4日(日)13:30~14:10(予定)
- 場所:8階企画展示室
- 定員:各回15名
- (8階受付で12時から参加券を発行します)
- ※企画展観覧チケットを別途お求めください。

2 住まい情報センター タイアップイベント

住まい情報センターと住まい・まちづくりの専門家団体等が共催するセミナー・イベントです

■タイアップ+Plusセミナー FPIに学ぶーから考える空き家対策

- 日時:1月28日(日)13:30~15:00
- 場所:3階ホール
- 講師:富田遼 (AFP認定者(ファイナンシャル・プランナー))
- 定員:会場100名オンライン100名(いずれも申込先着順)
- 団体:NPO法人 日本FP協会 大阪支部

おひとりさま幸齢学セミナー 在宅か?施設か? どうする?!おひとりさま老後の住み替え

- 日時:2月4日(日)13:30~16:00
- 場所:3階ホール
- 講師:殿村美知子(SSNおひとりさまネット代表)
- 定員:会場50名オンライン100名(いずれも申込先着順)
- 団体:SSNおひとりさまネット

空き家・空き家予備軍の家財整理

- 日時:3月2日(土)14:00~16:00
- 場所:3階ホール
- 講師:(一社)モノコミュ研究所メンバー
- 定員:会場50名オンライン100名(いずれも申込先着順)
- 団体:(一社)モノコミュ研究所

住宅における省エネ対策ってどんなこと? 一脱炭素社会と私たちの暮らし方

- 日時:3月9日(土)13:30~15:30
- 場所:3階ホール
- 講師:NPO法人もく(木)の会メンバー
- 定員:会場50名オンライン100名(いずれも申込先着順)
- 団体:NPO法人もく(木)の会

キッズデザイン 春休みにつくろう「わたしのおへや」

- 日時:3月30日(土)
- 1回目:10:30~12:30 2回目:14:30~16:30
- ※1回目または2回目のどちらかを選んで参加してください。
- 場所:3階ホール
- 講師:(公社)日本インテリアデザイナー協会 会員
- 定員:会場 各回20名(保護者もしくは大人同伴)(申込多数の場合は抽選)
- 参加に必要なもの:クレパス・スティックのり・はさみ・えんぴつ
- 参加費:500円(お子様お一人につき)
- 締切:3月16日(土)
- 団体:(公社)日本インテリアデザイナー協会[JID]

3 その他 住まい関連イベント

■大阪市マンション管理支援機構 マンション管理組合交流会

- 日時:3月3日(日)13:30~16:30
- 場所:3階ホール
- 定員:30名
- (申込多数の場合は大阪市マンション管理支援機構の登録管理組合を優先して抽選)
- 申込締切:2月26日(月)
- お問合せ先:大阪市マンション管理支援機構 事務局 電話(06-4801-8232)

■共催事業 中高年女性の住まいを考える ~住まいの貧困・居住支援の視点から~

- 日時:1月27日(土)14:00~16:00
- 場所:3階ホール
- 講師:コーディネーター/葛西リサ(追手門学院大学准教授)ほか
- 定員:会場50名オンライン50名(いずれも申込先着順)
- 申込締切:1月17日(水)
- お問合せ先:クレオ大阪子育て館 電話(06-6354-0106)

参加申し込み方法

- ウェブサイトからの申し込み
申し込みは開催日の約2カ月前からになります。
- はがきまたはFAXで申し込み
記入事項を明記し、下記の住所、FAX番号へお申し込みください。
〒530-8582(住所不要)大阪市立住まい情報センター4F
FAX:06-6354-8601
- 記入事項:イベント名、住所、名前(フリガナ)、年齢、参加希望日、電話番号、手話通訳希望の有無、個別相談希望の有無など
- 参加費は特記以外無料、要事前申し込み。申込先着順の場合は、定員になり次第締切。抽選の場合は、締切後も定員に満たない場合は引き続き募集します。
- 申し込みの際の個人情報は、主催者で適切に管理し、イベントに関する連絡、統計データおよびイベント保険(必要な場合)への加入にのみ利用します。
- 午前8時45分時点で、「暴風警報」が発令されている場合は中止とさせていただきますが、セミナー開始3時間前までに解除された場合はセミナーを実施します。
- 手話通訳をご希望の方は開催2週間前までにお問い合わせください。
- オンライン受講を希望される方はウェブサイトからお申し込みください。

【注意】
一部のイベントを除き、参加証の発送はありません。
「申込先着順」のイベントにお申し込みいただいた場合は、イベント開催当日、直接会場にお越しください。「抽選」の場合に限り、はがきがEメールで当落をお知らせします。

おおさか・あんじゅ・ネット
▶<https://www.osaka-angenet.jp>



あんじゅ読者アンケートに

ご協力
ください!!

みなさんのお声をさらなる
紙面づくりに活かします。



ぜひご登録
ください。

メルマガにご登録頂きますと、
住まい情報センター主催の
イベント情報が登録メール
に配信されます。



あんじゅバックナンバーは
こちらから



企画展

「船場花嫁物語Ⅱ」

本展では平成28年に開催して好評を博した「船場花嫁物語」のパートⅡとして、船場の商家・廣野家が、昭和14年に調えた嫁入り道具のうち、婚礼衣装や礼服の他、日常着までの着物を中心にご紹介します。

- ◆会 期:令和5年12月9日(土)~令和6年2月12日(月・祝)
- ◆主 催:大阪くらしの今昔館
- ◆協 力:武庫川女子大学附属総合ミュージアム・横川公子氏
- ◆観覧料:企画展のみ300円

※会期中の休館日等は下記館情報をご参照ください。



常設展

■商家の賑い

令和5年9月9日(土)~令和6年4月上旬まで

■季節のしつらい

□正月飾り

令和5年12月27日(水)~令和6年1月15日(月)

□節分飾り

令和6年1月20日(土)~2月4日(日)

□雛飾り

令和6年2月23日(金・祝)~3月31日(日)

イベント

■今昔館に初もうでーお正月の昔遊びー

1月3日(水)~8日(月・祝)

・双六、かるた、百人一首など、大人も子どもも楽しめる、懐かしい正月遊びがいっぱいです。

・おみくじ(3日(水)、4日(木) 10:00~17:00)

・あてもの(3日(水) 10:00~16:30/小学生以下/先着100名)

・絵馬(3日(水) 10:30~16:30/200円)

・書初め(4日(木)、5日(金) 13:00~15:00/100円)

■一上方の華と粋一座敷舞

1月21日(日) 14:00~15:00予定

・山村流の立方が華やかな舞を披露します。

・出演:山村若女 ほか



■和洋のしらべ

2月11日(日) 14:00~15:00予定

・伝統的な和楽器とヴァイオリンの旋律をお楽しみください。

・出演:菊聖公一 ほか



■今昔館のひな祭り

3月3日(日) ①13:30~ ②14:30~

・昔のひな祭りの絵を見てお話を聞いたり、「貝合わせ」で遊びましょう。

■今昔館祭り

3月24日(日) 13:00~16:00予定

・町家衆によるパフォーマンスの披露や、手作り小物の販売を行います。

ワークショップ

■鶴亀吊るしのストラップ作り

1月13日(土) ①13:30~ ②14:30~

・材料費:300円
・当日先着各回8名

■万華鏡づくり

1月14日(日)

①13:30~ ②14:15~
・材料費:200円
・当日先着各回8名

■節分飾りを作ろう

1月27日(土) ①13:30~ ②14:30~

・材料費:300円
・当日先着各回8名

■版木はがき体験

2月10日(土) 13:30~15:00

・材料費:200円
・人数制限なし

■折り紙でおひな様段飾り

2月11日(日) ①13:30~ ②14:15~

・材料費:100円
・当日先着各回8名

■ミニ雛人形を作ろう

2月24日(土)

①13:30~ ②14:30~
・材料費:300円
・当日先着各回8名

■水引小物を作ろう

3月9日(土) ①13:30~ ②14:30~

・材料費:200円
・当日先着各回8名

■オリジナルミニ色紙を作る

3月10日(日)

①13:30~ ②14:15~
・材料費:100円
・当日先着各回8名

■ミニ大工体験

3月23日(土) 13:30~15:00

・人数制限なし



■簡単折紙

毎月 第2水曜日 14:00~15:30

・材料費:100円

■折り紙を折ろう

偶数月 第3土曜日

13:30~15:00

・材料費:100円

・当日先着16名

■鶴のつなぎ折り

奇数月 第3日曜日

①初級13:30~ ②中上級14:30~

・材料費:100円

・当日先着各回8名



見て聞いて楽しむ

■上方ことば塾

毎月 第2日曜日 14:30~15:00

■今昔語り

毎月 第3日曜日 14:30~15:00

■紙芝居

毎月 第3日曜日 11:00~12:00

奇数月第3土曜日 14:30~15:00



■絵本で楽しい時間

毎月 第4日曜日 14:30~15:00

■芝居語り

毎月 第4日曜日 ①13:00~ ②14:00~ ③15:00~

大坂について学ぶ

■町家ツアー

平日・土曜日 10:20~

日曜日・祝日 13:10~

■町の解説

毎月 第1・3日曜日 13:00~15:30



※入場料(常設展)が必要です。
※費用の記述がないものは参加無料です。
※材料費は、当日お支払いください。
※日程等、予告なく変更になる場合がありますので予めご了承ください。
※定員があるイベントは8階受付で12時から参加券を発行します。



大阪市立住まいのミュージアム

大阪くらしの今昔館 



【9階なにわ町家の歳時記】

江戸時代の大阪の町並みを実物大で再現。大通りには、風呂屋や本屋、薬屋などが並び、ひととき高い火の見櫓も。路地を抜けると裏長屋の庶民の生活をかきまみれることもできます。



【8階モダン大阪パノラマ遊覧】

近代大阪の代表的な住まいと暮らしをジオラマや資料で再現。

“たてもの御財印めぐり”に参加中!

9階展示室前にて頒布しております。
※入場料が必要です



開館時間

10:00~17:00 (入館は16:30まで)

休 館 日

火曜日 年末年始 その他臨時休館あり

入 場 料

1月~3月の休館日 1/ 1. 2. 9. 16. 23. 30
2/ 6. 13. 20. 27
3/ 5. 12. 19. 26

一 般 600円/団体500円
高・大生 300円/団体200円(要学生証原本提示)

※団体は20名以上

※中学生以下、障がい者手帳・ミライID等提示(介護者1名含む)、市内在住の65才以上無料(要証明書原本提示)

※企画展示室の観覧料(300円)は別途必要です。

交通機関

- Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄『天神橋筋六丁目』駅下車 3号出口より住まい情報センター建物の地階へ連絡、エレベーターで8階へ
- JR大阪環状線『天満』駅から北へ約650m

〒530-0041

大阪市北区天神橋6丁目4-20(住まい情報センタービル8階)

TEL:06-6242-1170 FAX:06-6354-8601



職人尽凶屏風

撰南大学名誉教授
大阪くらしの今昔館特別研究員

岩間 香

昔は町の中に、畳屋や桶屋など物を作る店がたくさんあり、通りから作業の様子が見えたものです。職人の使う珍しい道具や、見事な熟練の技に、子供だけでなく大人も思わず見入ってしまうことがよくありました。こうした職人に対する関心は古くからあり、鎌倉時代になると職人を主題にした絵画が生まれます。当初は職人同士が歌合せをするという趣向の職人歌合絵巻が作られました。鎌倉末期



右隻

四扇

三扇

二扇

一扇

の作とされる「東北院職人歌合」の旧曼殊院本（東京国立博物館蔵）では、10種、群書類従本では24種の職人が登場します。その後、室町時代になると「三十二番職人歌合」（64種）、「七十一番職人歌合」（142種）など、登場する職人の数は増えていきました。これらの図には、今日の「職人」の概念と異なり、物を作るだけでなく、物を売る人や芸能をする人も含まれていました。

桃山時代になると、「洛中洛外図屏風」が作られ風俗描写への関心が高まり、職人図も作業場や道具などを、写実的に描いた図が登場します。江戸時代初期に描かれた喜多院蔵「職人尽絵屏風」（重要文化財、狩野吉信筆、一五五二〜一六四〇）は、職人の店先に近寄り、その手仕事を細かく表現しています。喜多院本はさらに古い祖本があったとされ、類似の構図の屏風が前川家本、サントリ―美術館本など、数種知られています。今回紹介する今昔館本（六曲一双、各縦



糸師



経師



檜物師

108.5cm横281.2cm）も喜多院本系の中屏風で、同一の構図が見られるものの、独自の表現の場面も見られます。順に見ていきましょう。

右隻第一扇は（糸師）の店です。組紐を編む女たちの奥には、色とりどりの糸や、糸を巻いた「かせ」が置かれています。ぱったり床几の少女は手に鋏を持ち、はみ出した糸を切ろうとしています。その店の前を、籠に山菜を入れた（菜売り）と、二羽の雉を下げた（鳥売り）が歩いていきます。この二人は山から下りてきたのでしよう。第二扇は巻物や冊子を仕立てる（経師）です。親方らしき男は糊刷毛で紙を継ぎ、弟子たちは小刀で紙を裁断しています。土間の男は竹に吊るした大槌で紙を叩いています。二人の（経師）の姿勢は、喜多院本の表具師とほぼ同じです。第三扇の（檜物師）は、檜の薄い板で、折敷や曲物などを作る職人です。部屋には完成



矢細工師



縫師



塗師

した三宝が重なり、木挟みで継目を留めた曲物が散らばっています。第四扇の（矢細工師）の親方は、少年のおこした火で竹を炙り、矢竹の曲がりを直しています。この図も喜多院本と同じ構図ですが、喜多院本が烏帽子直垂姿であるのに対し、本図では着流し姿としています。この変化は、本図の制作年代が喜多院本よりも下ることを物語っています。ちなみに第四扇の右手前の人物が何をしているのか、本図では分かりませんが、喜多院本では大きな材木の束を運んでいます。この不自然な省略は、本図が喜多院本を直接写したのではないことを暗示しています。おそらく別の絵を介して図が写されたのでしよう。第五扇の（縫師）は布に刺繍や縫箔をほどこす職人です。喜多院本では作業をする女を二階に、布を商う男を一階に描き、実際の職人の家を髻髷とさせます。しかし本図では両者が一部屋に描



六扇

五扇

四扇

三扇

二扇

一扇



六扇

五扇

かれ、しかも職人が前面に描かれてい
ず。複雑な二階建ての描写を簡易にし、リ
アルな表現への関心が薄くなったような
印象を受けます。第六扇の〈塗師〉は漆を
塗る職人です。通りの〈猿曳〉とともに、喜
多院本にはない独自のモチーフです。〈塗
師〉の親方は烏帽子に黒漆を塗っていま
す。愉快なことに店先にやってきた猿も、
小さな烏帽子をかぶっています。独自の
画面を描いた絵師の遊び心でしょうか。

似ていますが、畳表の束や畳縁の切りく
ずなど、独自の表現が見られます。子供を
抱えた女や、桶を持ち出てきた女も、喜多
院本と配置を変え、違う風景を構成して
います。第三扇の〈鞍作り〉は喜多院本に
はありません。壁には輸入物の虎や豹の
毛皮が吊るされています。通りに座る〈桂
女〉は桂の里から鮎などを売りに来まし
た。手に持つ皿には二匹の鮎が載ってい
ます。第四扇の〈扇師〉の家は、土間で地紙
を叩く男、紙を折る女、糊付けをする男、
扇骨を通す女、と分業が行われ、店先には
完成した扇が置かれています。第五扇は
金工品を作る〈飾師〉と思われる。人物
の姿勢は、喜多院本の〈刀師〉と同一です
が、本図では刀は全く描かれていません。
手に円形の金属板を持っており、刀の鏝
か襖の引手を表しているようにも思えま
す。戦乱の世が過ぎ去ったことを反映し
て、絵師は〈刀師〉を〈飾師〉へ変更したの

でしょうか。あるいは火を扱う刀鍛冶は、
町に住めないことが多かった現実を反映
しているのかもしれませんが。第六扇の〈時
絵師〉も喜多院本と構図が異なり人数も
減っています。時絵の図柄は細かく丁寧
に描かれ、見所の一つとなっています。
喜多院本は甲冑師、研師、刀師、矢細工師、
行藤師など、武具職人が多く描かれていま
すが、本図の武具職人は〈矢細工師〉がある
のみです。服装も喜多院本の烏帽子直垂の
職人を着流しにするなど、江戸時代らしく
変更されています。また喜多院本にはない
〈塗師〉、〈琵琶法師〉、〈桂女〉、〈猿曳〉を加え、
〈糸師〉、〈仏師〉は独自の構図で描いていま
す。古本を受け継ぎながらも、時代に合わ
せた変更を加え、洛中洛外図にも似た町の
風景としています。絵師は不明ですが人物
描写は丁寧で、実際の作業をよく写してい
ます。江戸前期〜中期の職人図屏風として
貴重な作といえましょう。



仏師・桶師



畳師



鞍作り



扇師



飾師



時絵師

発見

見て、

行って、

船場の商家

廣野家の花嫁衣装

深田 智恵子

(大阪くらしの今昔館学芸員)



廣野カツ婚礼衣装 色振袖裾模様

昭和14年11月12日、船場の商家浮田家の次男光治と廣野家の長女カツの婚礼が行われました。浮田家は東区北久太郎町(現中央区船場中央)で文庫紙を扱う商家。一方、廣野家は安堂寺橋(現中央区南船場)の輸出玩具商で、外国人向けの日本土産などを扱っていました。

婚姻の儀式は、結納に始まり、嫁入り道具の荷物送り、これを披露する荷飾り、挙式、披露宴と、伝統的な形式に従って進められました。挙式は住吉大社で厳かに、披露宴は開館して間もない日本綿業会館(東区備後町*現中央区)で華やかに行われたといえます。

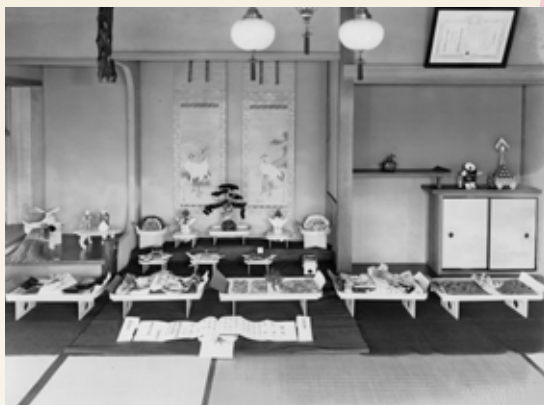
写真の衣装は花嫁が披露宴で着用した色直しの振袖です。紗綾形地紋の浅葱色の縮子縮緬に、花車、幌幕、桜、梅、紅葉、菊、桔梗、牡丹など四季折々の花が友禪であらわされ、ところどころに金糸を含んだ刺繍が施されています。幔幕には摺箔で亀甲、七宝つなぎ、青海波などのおめでたい文様が描かれています。友禪、刺繍、摺箔など様々な技法を駆使し、意匠を凝らした繊細な表現が随所にちりばめられたこの衣装は、工芸品と云っていいでしょう。はんなり(明るくすっきりとした美しい)とした衣装が、披露宴の席を一層華やかに彩ったことが想像されます。

この花嫁衣裳は、結納で婿方から贈られたものです。伝統的な結納では婚礼の式服の生地や帯地を贈りました。廣野家の結納

飾りの写真には色直しの振袖の他に、式で着用された黒地の振袖と、それぞれに合わせた帯が写っています。

浮田光治とカツの婚礼からおおよそ一年後、太平洋戦争が始まり、華やかな婚礼を行うことや贅沢な花嫁衣裳を誂えることが難しい時代になりました。そのため、カツの花嫁衣裳は浮田家と廣野家の親族の婚礼で幾度となく袖を通され、大切にされてきました。戦中戦後の混乱の時代を経て、現在も美しい姿を保ち続けている衣装を見ると、昭和戦前期の船場商家の美意識に思いを馳せることができます。

※企画展「船場花嫁物語Ⅱ」(令和6年2月12日まで)では写真の振袖をはじめ、廣野家が娘の嫁入支度として誂えた衣装や装身具の数々を展示しています。



結納飾り 昭和14年